

砂川市訓令第12号

令和6年3月28日

砂川市UIJターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この訓令は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、砂川市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うU I Jターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から砂川市（以下「市」という。）に移住した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、北海道U I Jターン新規就業支援事業実施要領（以下「道実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (移住支援金の額)

第2条 移住支援金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身の世帯 60万円
- (2) 前号の世帯以外の世帯 100万円

2 前項第2号の世帯（以下「单身以外の世帯」という。）のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、同号の額に帯同して移住する18歳未満の者一人につき100万円を加算するものとする。

### (対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、次の第1号の要件（单身以外の世帯にあつては、第1号及び第5号の要件）に該当し、かつ、第2号から第4号までのいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として次に掲げる事項のいずれについても、各事項に応じ、当該事項に定めるとおりの要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に規定する指定区域を含む市町村（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も砂川市U I Jターン新規就業支援事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不

利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(イ) 市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他北海道及び市長が移住支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として次に掲げる事項のいずれかが、各事項に応じ、当該事項に定めるとおりの要件に該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人を行う法人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載された法人に就業し、申請時において当該法人に在職していること。

(オ) 就業者が当該法人の行った求人へ応募した日が、当該法人を北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件として、第5条の規定による申請の日前1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

- (4) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (5) 単身以外の世帯に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
  - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後1年以内であること。
  - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の予備登録申請)

第4条 移住支援金の申請を予定している者は、道実施要領に規定する対象法人（以下「対象法人」という。）に就業する場合又は専門人材の場合は就業後1か月以内に、起業又はテレワーク移住をする場合は転入後1か月以内に、それぞれ前条の要件に規定する対象者の要件に該当することが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書（別記第1号様式。以下「予備登録申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、1か月を超えて予備登録申請書を提出することができる。

(交付の申請)

第5条 予備登録申請書を市長に提出した者は、第3条に規定する対象者の要件に該当することとなったときは、転入後かつ対象法人に在職した後、移住支援金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 就業証明書（就業用）（別記第3号様式の1。第3条第2号に該当する場合に限る。）
- (2) 就業証明書（テレワーク用）（別記第3号様式の2。第3条第4号に該当する場合に限る。）
- (3) 本人確認書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（別記第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、交付することが適当ではないと認めるときはその旨を書面により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 交付決定通知書を受領した者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに移住支援金請求書（別記第5号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があった場合は、交付決定者に対し、速やかに移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（別記第6号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、再交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（再交付）（別記第7号様式）により、前項の交付決定者に通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、移住支援金の交付要件に定める内容の適切な実施等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び交付決定者並びに対象法人に対して、砂川市UIJTアーン新規就業支援事業に関する報告を求め、及び立入調査を実施することができるものとする。

(移住支援金の返還)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に該当するときは当該区分に応じ、当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 移住支援金の全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に市から転出した場合 移住支援金の全額

(3) 第3条第2号アにおいて、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 移住支援金の全額

(4) 第3条第3号の地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合 移住支援金の全額

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合 移住支援金の半額

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市と北海道が協議して定める。

附 則

この訓令は、令和6年 4月 1日から施行する。

## 移住支援金交付予備登録申請書

年 月 日

砂川市長 様

砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱に基づく交付対象者要件を満たす予定のため、事前に移住支援金の予備申請をいたします。

## 1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

## 2 移住支援金の内容（該当する項目に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類	就業（マッチングサイト）	起業	上記のうち、18歳未満の人数	人
	就業（専門人材）	テレワーク	交付申請予定日：	年 月 日

## 3 確認事項（就業（マッチングサイト）の場合のみ該当する欄に○を付けてください。）※

マッチングサイトに掲載されている企業に就業し、移住要件を満たしている	A. 該当する	B. 該当しない
------------------------------------	---------	----------

※ 確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

## 4 就業先・就業場所（就業の場合のみ記入してください。）

就業先事業者名	
就業場所の市町村名	

管理コード（北海道及び砂川市使用欄）	
--------------------	--

（移住された方へ）

- ・砂川市に本書を提出しなかった場合は、移住支援金の事前の手配が出来ず、交付申請時に移住支援金を支給できない場合があります。
- ・また交付対象者要件を満たしたときには、速やかに必ず交付申請を行っていただきますよう、お願いいたします。

（企業様へ）

- ・就業された方が移住支援対象の資格を有した方である場合、本書をお渡しいただき、あわせて本書を砂川市に提出するよう申し伝えのほど、お願いいたします。
- ・移住支援対象となりうる事業者がいらっしゃるにもかかわらず、申し伝えただかずに事業者が資格を喪失した場合、今後マッチングサイト掲載について見直しをさせていただく可能性があります。

移住支援金交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する項目に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類	就業（マッチングサイト）	起業	上記のうち、18歳未満の人数	人
	就業（専門人材）	テレワーク		

3 確認事項（該当する項目に○を付けてください。）※

裏面「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
裏面「北海道及び砂川市の個人情報の取扱いについて」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、砂川市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 砂川市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

管理コード（北海道及び砂川市使用欄）	
--------------------	--



## 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び砂川市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に砂川市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に砂川市以外の市区町村に転出した場合：半額

## 北海道及び砂川市の個人情報の取扱いについて

北海道及び砂川市は、U I J ターン新規就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに北海道及び砂川市が定める個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、北海道及び砂川市は、当該個人情報について、都府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国若しくは他の地方公共団体に提供し、又は確認する場合があります。また、砂川市は、必要があると認めるときは、移住支援金の交付要件に定める内容の適切な実施等を確認するため、必要な情報に限り、必要な公簿を確認し、又は移住支援事業を実施する他の地方公共団体に対して提供を求めることがあるほか、他の地方公共団体における円滑な移住支援事業を実施するため、必要な情報に限り、当該地方公共団体に提供することがあります。

砂川市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（就業用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない  <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

U I J ターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び砂川市の求めに応じて、北海道及び砂川市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

砂川市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（テレワーク用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

U I J ターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び砂川市の求めに応じて、北海道及び砂川市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 号  
年 月 日

様

砂川市長

移住支援金交付決定通知書

砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金 \_\_\_\_\_ 円

振込予定日 年 月 日

(備考)

- 1 砂川市は、砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に砂川市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・就業に係る申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に砂川市以外の市区町村に転出した場合：半額
  
- 2 砂川市は、砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付要件に定める内容の適切な実施等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
  
- 3 【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用について
  - ・この通知書は【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。
  
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード (北海道及び砂川市使用欄)	
---------------------	--

別記第5号様式（第7条関係）

年 月 日

砂川市長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

移住支援金請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった、移住支援金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

【移住支援金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

※口座通帳の写しを添付すること。

移住支援金交付決定通知書再交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

砂川市UIJターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 再交付の理由

--

管理コード（北海道及び砂川市使用欄）	
--------------------	--

第 号  
年 月 日

様

砂川市長

移住支援金交付決定通知書（再交付）

砂川市UIJターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、  
年 月 日付で発行した移住支援金交付決定通知書について、再交付いたします。

移住支援金 金 \_\_\_\_\_ 円

振込予定日 年 月 日



(備考)

- 1 砂川市は、砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に砂川市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・就業に係る申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に砂川市以外の市区町村に転出した場合：半額
  
- 2 砂川市は、砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付要件に定める内容の適切な実施等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
  
- 3 【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用について
  - ・この通知書は【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。
  
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード (北海道及び砂川市使用欄)	
---------------------	--